



平成 29 年 8 月 24 日

公契約制度に関するアンケートの実施結果をまとめました

公契約制度の理解度や実効性を確認するため、公契約制度に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重な御意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

1 調査概要

- (1) 実施期間 平成 28 年 8 月～12 月
- (2) 調査対象 アンケート実施期間中において公契約制度対象の工事契約を履行中の受注者及びその現場で働く労働者
- (3) 回答数 受注者 16 (回答率 100%)
労働者 327 (回答率概ね 40%)
※各現場のアンケート期間中の労働者数を元に算出

(4) アンケート結果 (抜粋)

- ① 制度等について
- 全ての受注者が、公契約制度について一定程度理解しているとする回答でした。
 - 労働者の 90% が公契約制度対象の工事現場で働いていることを認識しているとする回答でした。
- ② 公契約制度の対象となったことによる効果
- 受注者の 81%、労働者の 72% が、労働意欲の向上の効果があると思うとする回答でした。
 - 受注者の 64%、労働者の 87% が、工事の質の向上に効果があると思うとする回答でした。
- ③ 他の工事との賃金の比較
- 受注者の 94%、労働者の 74% が、変わらない又は高いとする回答でした。
- ※詳細につきましては、別添 1・2 の集計結果を御覧ください。

(5) アンケート結果の評価及び課題

アンケート結果から、公契約制度の実施により公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境の整備に寄与できたと考えております。

一方、労働者への制度内容（作業報酬下限額・職種について）の周知方法については、改善が必要な課題があることがわかりました。

(6) アンケート結果を踏まえた作業報酬下限額の周知に係る改善の課題

労働者に対し行ったアンケート結果の中で、約2割の方が自分の職種と該当する職種の作業報酬下限額を把握していなかった結果から、労働者と受注者での職種・作業報酬下限額の認識が異なっていることが推察されるため、次の取組を実施していきます。

ア 労働者配布用のチラシで該当する職種と作業報酬下限額がわかるような欄を設けます。

イ 作業報酬下限額は、手取りではなく税・社会保険控除前の額であることについて、注意書きを加えます。

ウ 上記チラシの受取り及び説明を受けたことを確認する様式を作成します。

2 集計結果の公表

川崎市ホームページ（報道発表資料）へ掲載

入札情報かわさき（What's New及び 公契約関係）へ掲載

※公契約制度の対象範囲は、次のとおりです。今回のアンケートは、このうち工事を対象として実施しております。

- ・ 予定価格6億円以上の工事
- ・ 予定価格1千万円以上の業務委託のうち下記の6業種
（人的警備・建物清掃・屋外清掃・施設維持管理・データ入力・給食調理業務）
- ・ 指定管理業務

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 西之坊

電話 044-200-2096

公契約制度 【受注者】アンケート 集計結果（概要版）

1 実施期間 平成28年8月～12月

2 調査の対象

アンケート実施期間中において履行中の特定工事請負契約の受注者

3 回答数 16事業者

4 調査項目

Q No.	設 問
1	公契約制度の理解度
2	労働者への周知方法
3	労働者からの質問・相談の有無
4	労働者からの質問・相談の内容
5	労働環境の整備への効果
6	労働者の労働意欲の向上効果

Q No.	設 問
7	工事の品質向上の効果
8. 9. 10	他の工事との賃金の比較
11	作業報酬台帳について
12	作業報酬下限額の設定について
13	公契約の対象範囲の拡大について

5 アンケート集計結果 概要（次ページ以降は、主な質問項目の集計結果を記載）

- Q1 本市の公契約制度の理解度について、すべての受注者が一定程度理解できていると回答していた。
- Q2 作業報酬下限額等の労働者への周知について、全事業者が複数の方法を併用して周知をしていた。
- Q5 労働環境の整備に対する効果について、81%は「効果があったと考える。」又は「今回は効果が見られないが、今後効果があると考える」とする回答であり、19%は「効果はない。今後も効果はないと考える。」又は「その他（分からない、変化なし）」とする回答であった。
- Q6 対象労働者の労働意欲に対する効果について、81%は「効果があったと考える。」又は「今回は効果が見られないが、今後効果があると考える」とする回答であり、19%は「効果はない。今後も効果はないと考える。」又は「その他（分からない、変化なし）」とする回答であった。
- Q7 工事の質に対する効果について、64%は「効果があったと考える。」又は「今回は効果が見られないが、今後効果があると考える」とする回答であり、36%は「効果はない。今後も効果はないと考える。」又は「その他（変化なし等）」とする回答であった。
- Q8 公契約適用工事の労働者賃金を他の工事と比較した場合に、13%が高い、81%が変わらない、6%が低いとする回答であった。賃金が高い理由は公契約の対象案件であるため（2受注者）とする回答であった。
- Q11 作業報酬台帳の様式等にかかる見直しについて、79%が必要でない、21%が必要であるとする回答であった。
- Q12 作業報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、62%は課題がない、38%は課題があるとする回答であった。
- Q13 公契約の対象契約を拡大した場合の影響について、44%は影響がない、56%は影響があるとする回答であった。

※「n」は、設問の解答数を示している。

Q 1 本市の公契約制度について、どの程度理解できていると思いますか。

1 理解できている。	8
2 ほぼ理解できている。	8
3 あまり理解できていない。	0

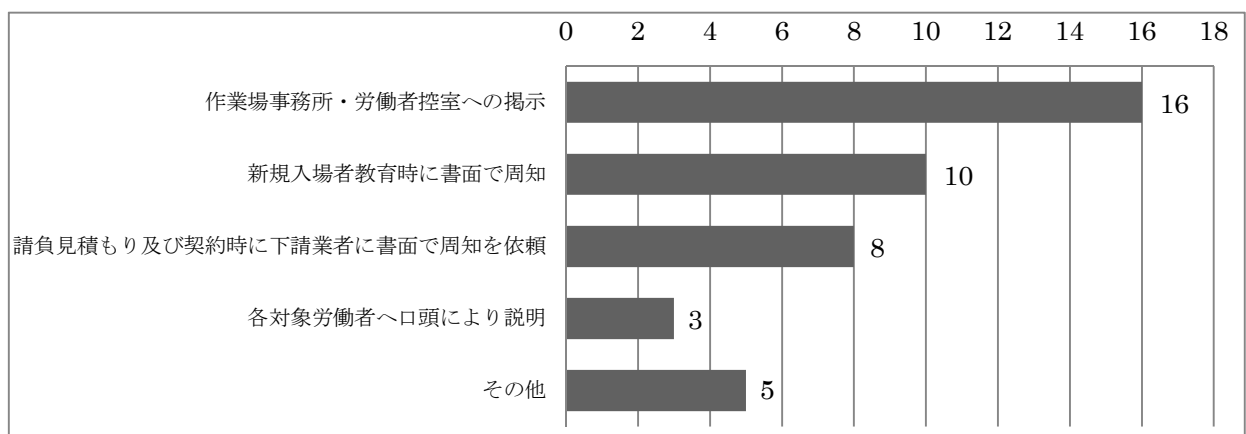
n=16

Q 2 条例では、適用工事の受注者は、作業報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。

（複数回答可）

1 新規入場者教育時に書面で周知	10
2 作業場事務所・労働者控室への掲示	16
3 請負見積もり及び契約時に下請業者に書面で周知を依頼	8
4 各対象労働者へ口頭により説明	3
5 その他	5

n=42



Q 3 公契約制度に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。

1 相談等があった。	1
2 相談等はなかった。	15

n=16

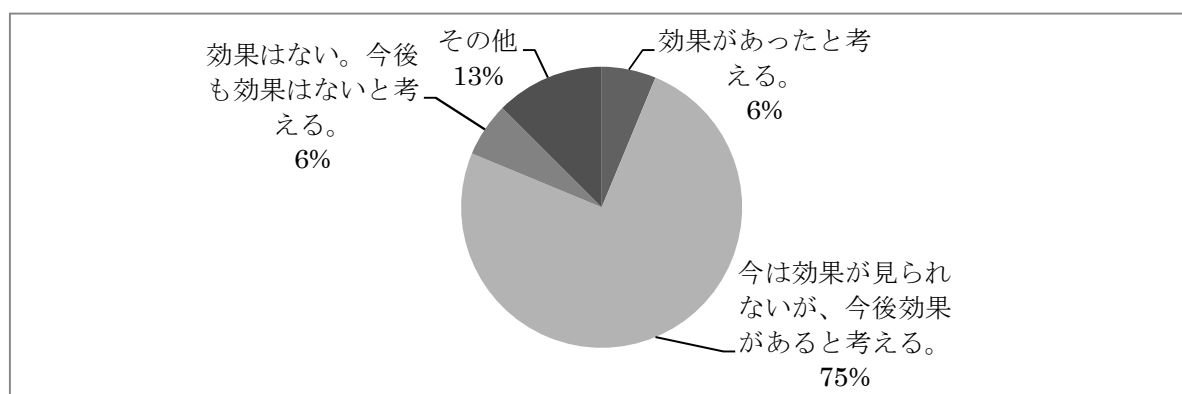
Q 4 Q 3で「相談等があった。」の相談等の内容（回答数 1件）

- ・賃金アップするが、翌年度に支払う税金対応が大変になる。

Q 5 公契約制度は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

1 効果があったと考える。	1
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる。	12
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	1
4 その他	2

n=16



効果があったと考える理由

- ・ 賃金の下限額を定めることで労働条件を確保し、質の高い工事及び社会的価値の向上を図ることができる。

今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる理由

- ・ 継続して取り組む事でより効果が出てくると思う。
- ・ 現在は賃金が上がっているので効果は無いが、今後、不景気になった場合に効果が出てくると考える。
- ・ 他の場所にも制度を拡大すれば効果がでてくると考えられる。

効果はない。今後も効果はないと考える理由

- ・ 公契約制度対象工事だからといって、特別変わった事はないと感じる。

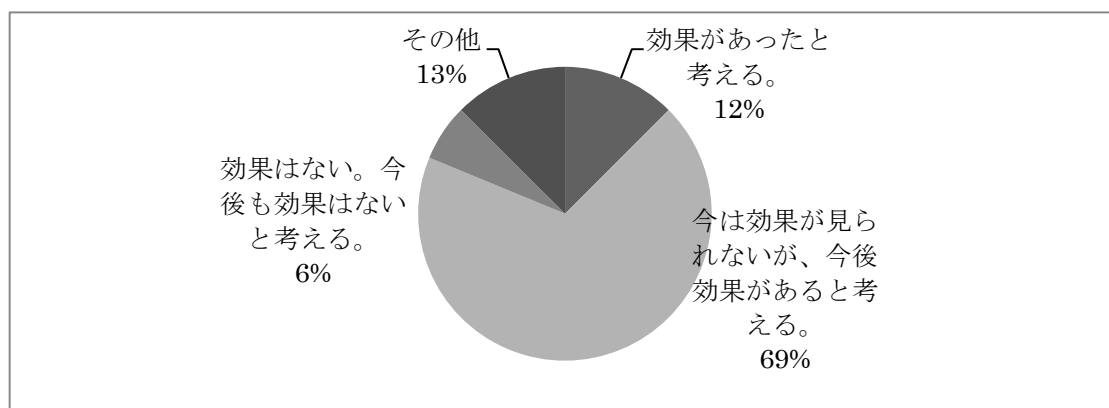
その他

- ・ よくわからないのが正直な意見。
- ・ 特に変化はない。

Q 6 公契約制度の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

1 効果があったと考える。	2
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる。	1 1
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	1
4 その他	2

n=16



効果があったと考える理由

- ・ 労働者に支払われる賃金の下限額が示されているため、労働者の労働意欲の向上が徐々に見られるようになった。
- ・ 1日働いていくら…の生活が多い作業員にとって賃金アップは意欲向上になると思う。

今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる理由

- ・ 各労働者の意識を向上させなければ効果が上がらない。
- ・ 継続して取り組む事でより効果が出てくると思う。
- ・ 条例に強制力があり、各社が真剣に対応することにより、労働環境の改善が期待されるため。
- ・ 現在は賃金が上がっているため効果は無いが、今後、不景気になった場合に効果が出てくると考える。
- ・ 他の場所にも制度を拡大すれば効果がでてくると考えられる。

効果はない。今後も効果はないと考える理由

- ・ 作業員は特に変わった様子もなく、いつも通りしっかり作業している。

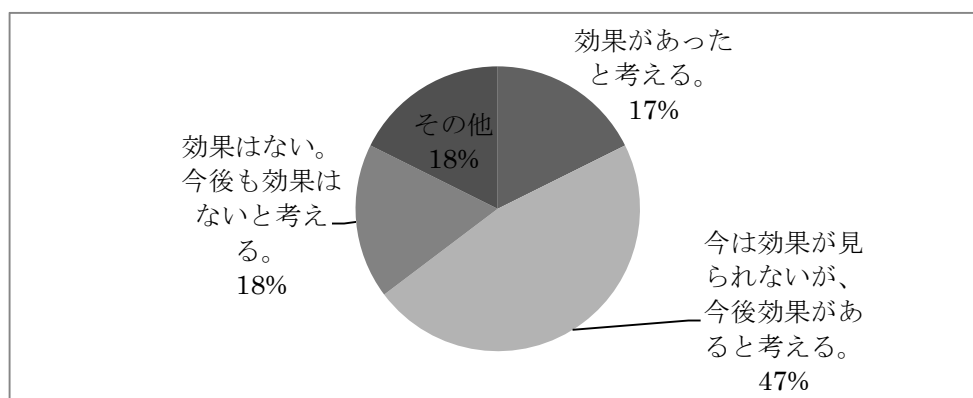
その他

- ・ よくわからないが正直な意見。
- ・ 特に変化はない。

Q 7 公契約制度の適用となったことにより、工事の質の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

1 効果があったと考える。	3
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる。	8
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	3
4 その他	3

n=17



効果があったと考える理由

- ・ 従事する労働者の労働条件を確保できるため、工事の質の向上につながる効果があったと考える。

今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる理由

- ・ 継続して取り組む事でより効果が出てくると思う。
- ・ 労働環境の改善が期待される。
- ・ 現在は賃金が上がっているので効果は無いが、今後、不景気になった場合に効果が出てくると考える。
- ・ 人材が増える事で人材不足が解消していけば、質の向上につながると考えられる。

効果はない。今後も効果はないと考える理由

- ・ 通常工事と変わりなく、しっかり施工してもらっている。
- ・ 金額と品質管理は別と考える。

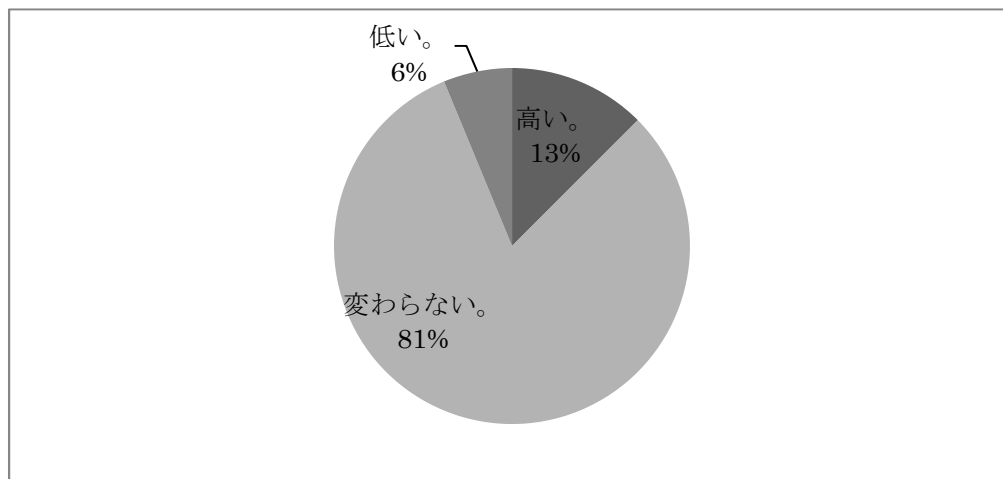
その他

- ・ 公契約に関わらず質の向上に努めています。

Q 8 公契約の適用工事の労働者賃金は、他の工事とくらべて高いですか、低いですか。

1 高い。	2
2 低い。	1
3 変わらない。	1 3

n=16



Q 9 Q 8で「1 高い。」と答えた場合のみ御回答ください。）

高い理由をお答えください。その他の場合は、その内容を「その他」欄に御記入ください。

1 公契約制度の対象案件のため。	2
2 落札率が上がったため。	0
3 その他	0

Q10 Q 8で「2 低い。」と答えた場合のみ御回答ください。）

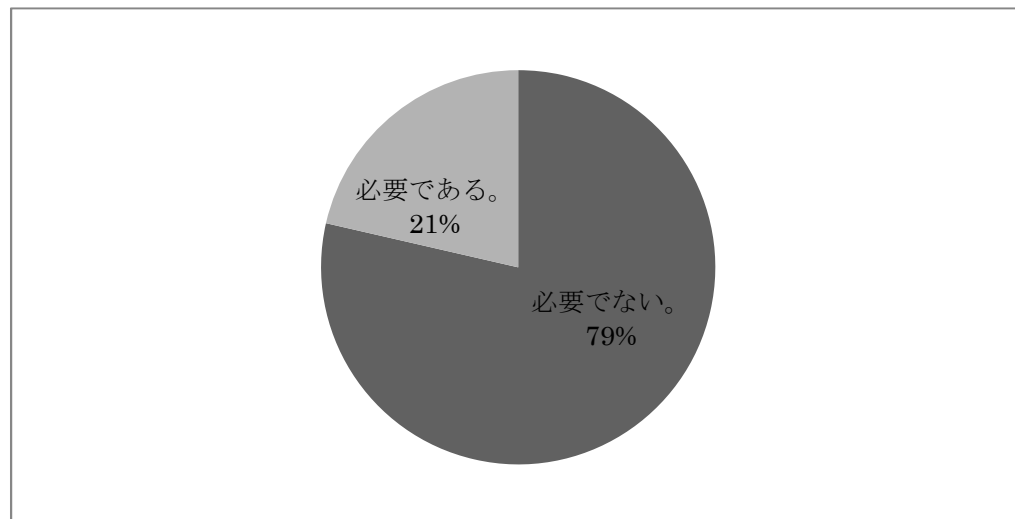
低い理由を「理由欄」に御記入ください。

・データ調査の問題。

Q11 公契約制度では、適用工事の受注者は、対象労働者の氏名、職種、労働時間等を記載した台帳を市長等へ提出することとなっていますが、当該台帳の作成・提出に当たって、台帳の仕様や提出方法等の見直しが必要と思いますか。「必要である。」と回答された場合は、その内容を「見直し内容」欄に御記入ください。

1 必要でない。	1 1
2 必要である。	3

n=14



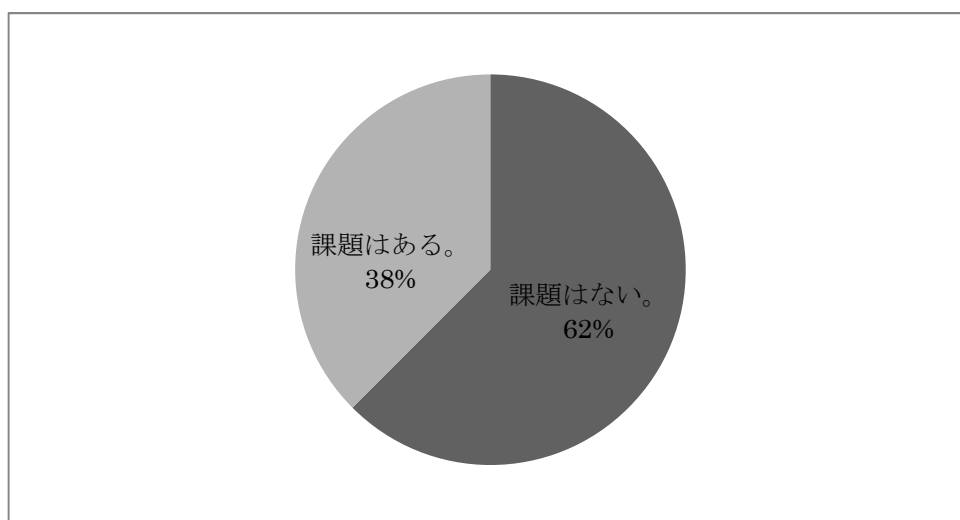
見直し内容について

- ・ 下請け事業者からの台帳収集に苦勞する。

Q12 作業報酬下限額の設定金額や設定の考え方（工事は公共工事設計労務単価の90%の額）に関して、課題があると思いますか。「課題がある。」と回答された場合は、その内容を「意見記入欄」に御記入ください。

1	課題はない。	10
2	課題はある。	6

n=16



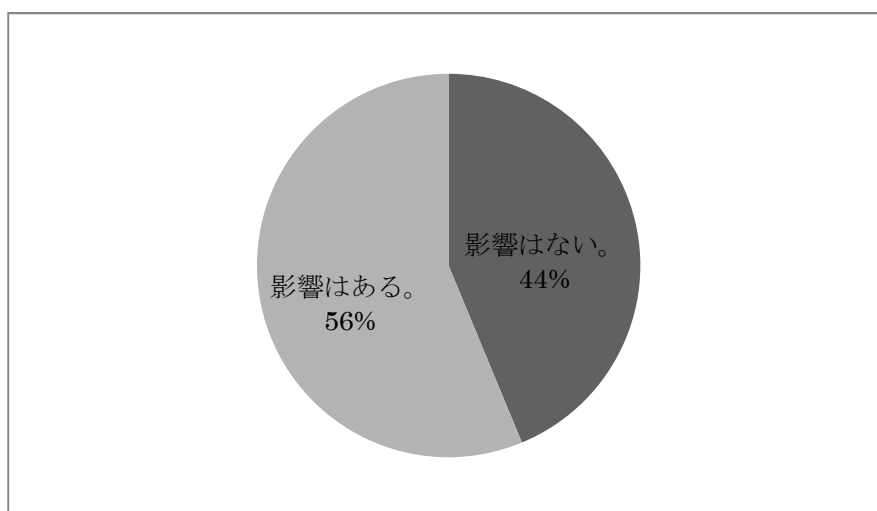
課題はあるという回答の意見

- 経験年数の少ない社員に対しても、指定された下限額を支払わなければならない、厳しい。
- それなりの技量を持ち合わせた人への対価であれば良いと思う。単価はその技量に応じてある程度柔軟性をもたせた方が良いと感じる。
- 年功序列賃金への対応、賞与引当金、法定福利等への考え方の統一。

Q13 現在本市の公契約制度の対象契約は、市が発注する予定価格6億円以上の工事の請負契約等を要件としています。仮に、この金額要件を引き下げ、対象契約を拡大した場合、貴社（法人）にとって影響があると考えますか。また、その理由を御記入ください。

1 影響はない。	7
2 影響はある。	9

n=16



影響はないの理由

- ・ 労務単価より逆算して入札に応札するので、当社に影響はないし、労働者の環境改善にはそうあるべきだと思うが、当然、受注金額も高くなる。

影響はあるの理由

- ・ 対象が拡大すれば、その分労務が増加するため。
- ・ 各方面の労務力が増えて大変。
- ・ 公契約に関する対応も元請の仕事量が増える原因。
- ・ 対象を拡大し工事請負金額が小さくなれば、現場スタッフへの負担（残業）が大きくなると思う。
- ・ 予定価格が小規模の場合、請負金額のうち労務費が占める割合が多いため、ちょっとした金額の増減で大きい影響を受ける。

公契約制度 【労働者】 アンケート 集計結果（概要版）

1 実施期間 平成28年8月～12月

(調査対象の現場ごとに概ね1カ月間の期間を設けて実施)

2 調査の対象

アンケート実施期間中において履行中の特定工事請負契約（16現場）で働く労働者

3 回答数 327件

4 調査項目

Q No.	設 問
1	公契約であることの認識
2	公契約であることの把握方法
3	他の工事との賃金の比較
4	自分の職種と作業報酬下限額（下限額）について
5. 6. 7	下限額以上の支払があるか等

Q No.	設 問
8	労働意欲の向上効果
9	工事の品質向上効果
10	受注者又は市への申し出について
11	その他意見

5 アンケート集計結果 概要（3ページ以降は、主な質問項目の集計結果を記載）

Q1 特定工事請負契約の現場で働いていることについて、90%の労働者が知っており、10%の労働者が知らないとする回答であった。

Q2 特定工事請負契約の現場で働いていることを何で知ったのかについては、「現場（職場）の掲示物（ポスター等）」（136件）が最も多く、次いで「現場の朝礼や新規入場者教育」（106件）、「勤務先からの説明等」（67件）の回答が続いた。

Q3 特定工事請負契約の現場で作業した場合の賃金を、その他の現場の賃金と比較した場合について、13%が高い、61%が変わらない、3%が低い、23%が分からないとする回答であった。

Q4 労働者が、自分の職種とその職種の作業報酬下限額を把握しているかについて、77%が「知っている。」、23%が「知らない。」とする回答であった。

Q5 自分の職種とその作業報酬下限額を把握している労働者のうち、94%が作業報酬下限額以上の賃金をもらっていると回答し、6%がもらっていないとする回答であった。

Q7 自分の職種とその職種の作業報酬下限額を把握しているにも関わらず、作業報酬下限額以上の賃金受給があるか分からないとする理由について、62%が「作業報酬下限額の構成内容（税金や社会保険料、手当等が含まれるかなど）を知らない」とする回答であり、32%が「月給制で作業報酬下限額との差が分からないため」とする回答であった。その他の理由として、「歩合制のため」とする回答があった。

Q8 作業現場が特定工事請負契約の対象となった場合に労働意欲の向上につながるかについて、72%が「そう思う。」、28%が「そう思わない」とする回答であった。

Q9 特定工事請負契約の対象工事となることで工事の質の向上に効果があったかについて、87%は「効果があったと考える。」又は「今回は効果が見られないが、今後効果があると考える」とする回答であり、13%は「効果はない。今後も効果はないと考える。」とする回答であった。

Q10 作業報酬下限額を下回っている場合に、市又は受注者（元請業者）にその旨の申出ができることを知っているかについて、83%が「知っている。」、17%が「知らない。」とする回答であった。

※ Q5の作業報酬下限額以上の賃金をもらっていないとの回答については、受注者に確認したが回答者の特定はできなかった。ただし、作業報酬台帳による支払状況調査では、下限額未満の支払は確認できなかった。

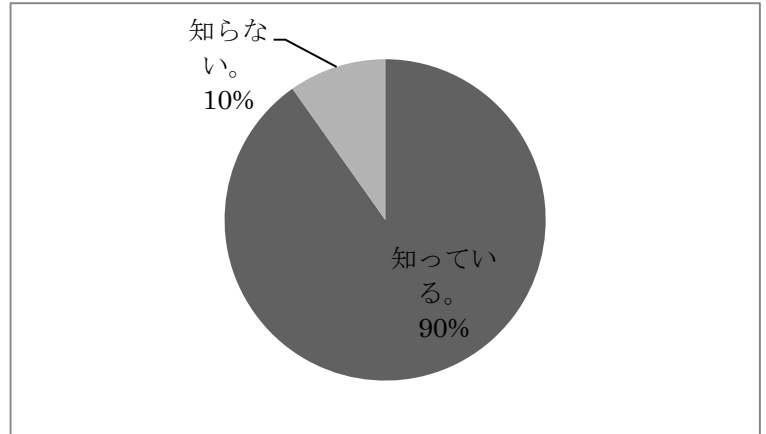
このことから、労働者と受注者側での職種・作業報酬下限額の認識が異なっていることも推察されるため、認識を一致させる手法を検討していく必要がある。

※「n」は、設問の解答数を示している。

- Q 1 あなたがいま働いている現場は、市の公契約制度の対象工事であり、市が独自に決めた金額（以下「作業報酬下限額」という。）以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

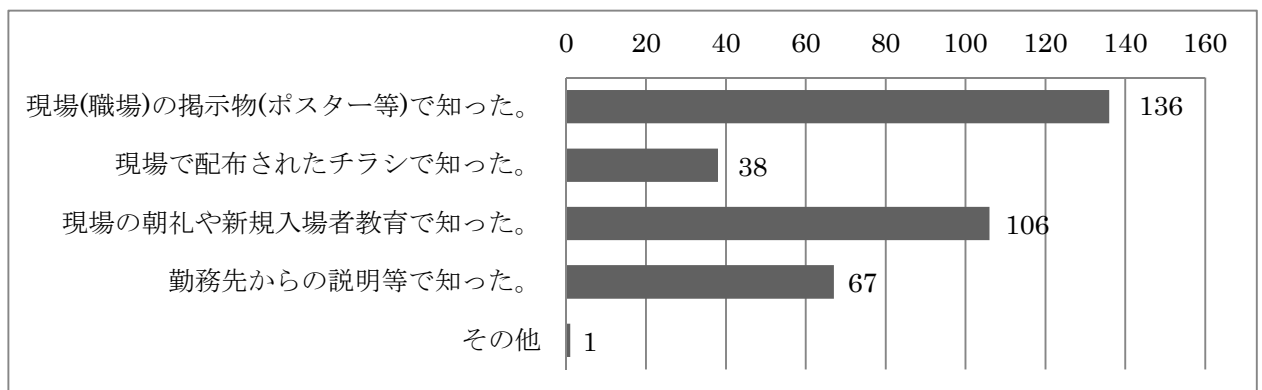
1 知っている。	295
2 知らない。	32

n=327



- Q 2 Q 1のことは、どうやって知りましたか。
（Q 1で「知っている。」と答えた方が対象）
（複数回答可）

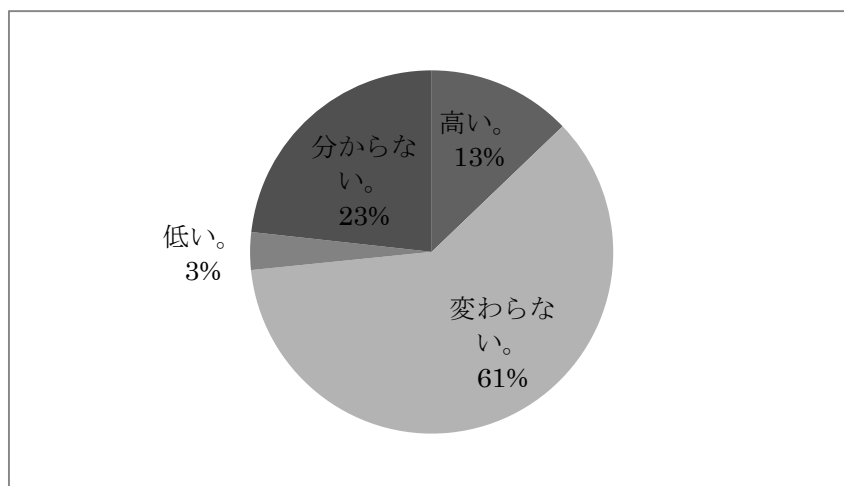
1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	136
2 現場で配布されたチラシで知った。	38
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	106
4 勤務先からの説明等で知った。	67
5 その他	1



Q 3 あなたがいま働いている工事でもらっている賃金は、他の工事とくらべて高いですか、低いですか。

1 高い。	42
2 低い。	11
3 変わらない。	198
4 分からない。	76

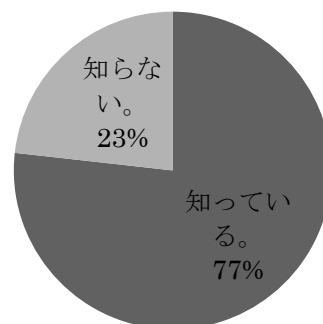
n=327



Q 4 作業報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとに異なります。
あなたは、自分の職種とその職種の作業報酬下限額を知っていますか。

1 知っている。	251
2 知らない。	76

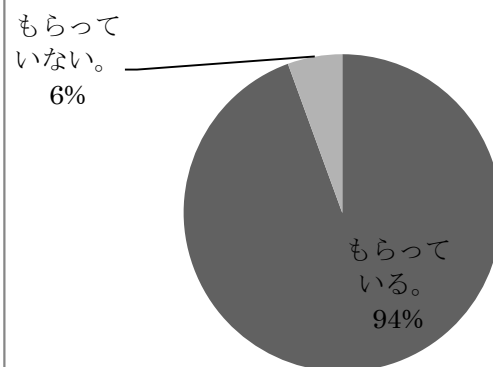
n=327



Q 5 作業報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。
(Q 4で「知っている。」と答えた方が対象)

1 もらっている。	237
2 もらっていない。	14

n=251



Q 6 作業報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由を御記入ください。
(Q 5で「2 もらっていない。」と答えた方が対象)

- ・ 分かりません。

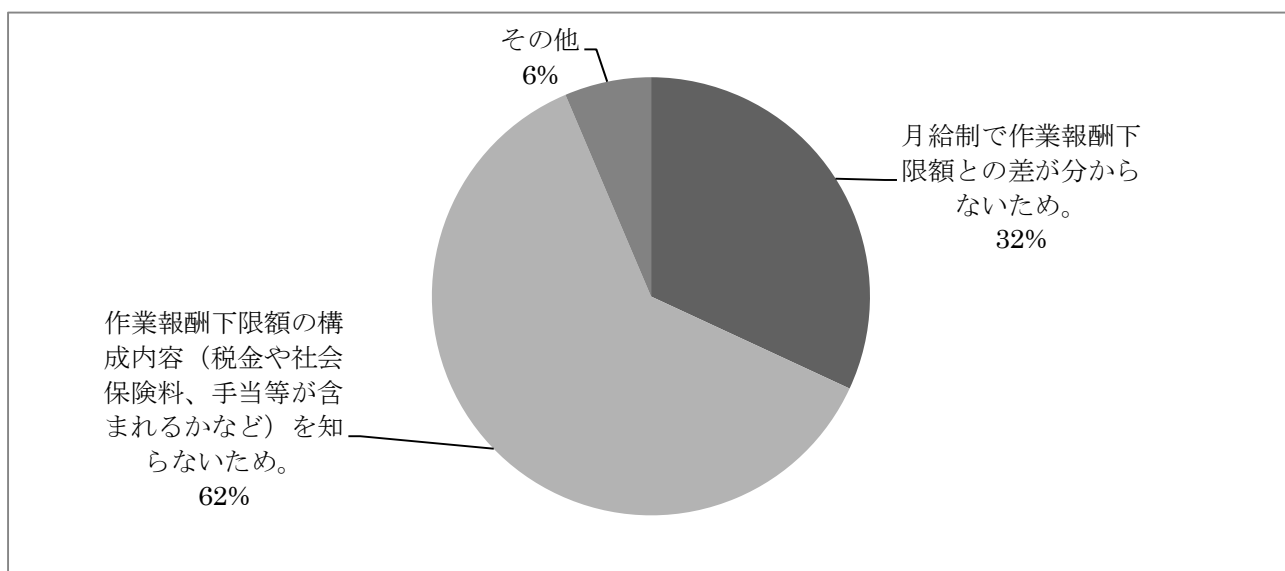
Q 7 作業報酬下限額以上の支払いがあるか分からない場合、その理由をお答えください。（Q 5 で、作業報酬下限額以上の支払いがあるか分からない方が対象）

1 月給制で作業報酬下限額との差が分からないため。	15
2 作業報酬下限額の構成内容（税金や社会保険料、手当等が含まれるかなど）を知らないため。	29
3 その他	3

n=47

その他

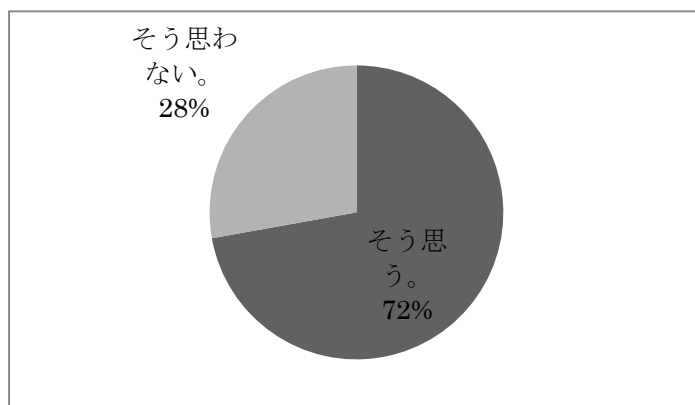
- ・ 会社からの説明で聞いたが詳しく分からない。
- ・ 歩合制のため。



Q 8 あなたは、御自身が働いている仕事が、市の公契約制度の対象工事となることは、労働意欲の向上につながると感じますか。また、その理由は何ですか。

1	そう思う。	210
2	そう思わない。	81

n=291



そう思うの理由

- 作業報酬下限額が決まっている（賃金保障がされている）ため。
- 他の工事より賃金が上がるため。
- やる気が出るため。

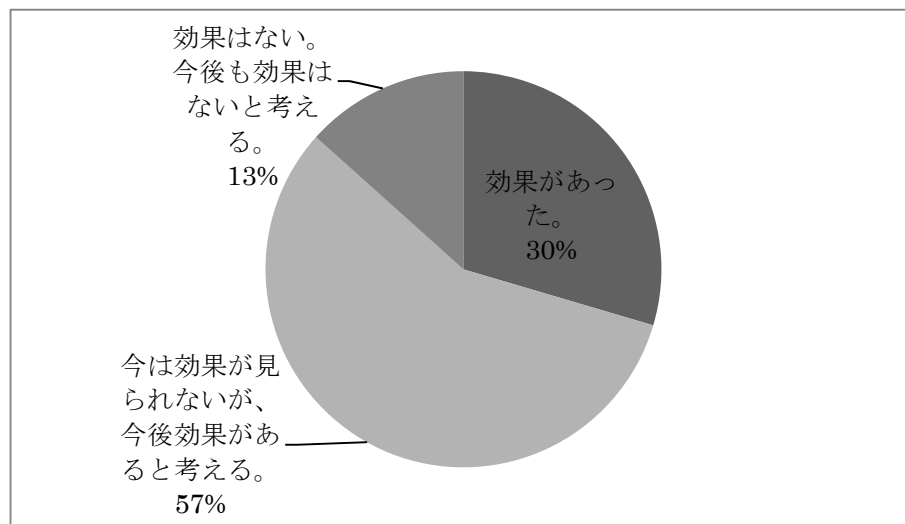
そう思わないの理由

- 賃金の良し悪し、公共工事と民間工事等、区別することなく作業をしているため。
- 他の工事と賃金が変わらないため。
- 作業報酬下限額が低いため。

Q 9 市の公契約制度の対象工事となったことにより、工事の質の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

1 効果があった。	84
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる。	162
3 効果はない。今後も効果はないと考ええる。	38

n=284



効果があった理由

- ・ 作業報酬下限額が決まっている（賃金保障がされている）ため。
- ・ 普段より賃金が良いため。

今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる理由

- ・ 賃金が上がれば労働意欲が向上するため。
- ・ 若手や質の高い人材の確保につながるため。
- ・ 公契約制度が広く周知されることで効果が出てくると思うため。
- ・ どの現場も公契約制度を取り入れれば効果がでてくると思うため。

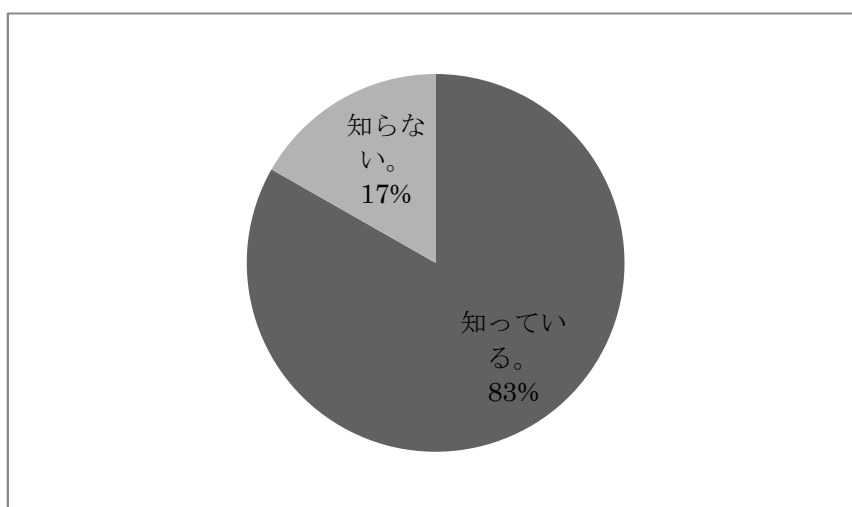
効果はない。今後も効果はないと考ええる理由

- ・ 賃金の良し悪し、公共工事と民間工事等、区別することなく作業をしているため。
- ・ 普段と賃金が変わらないため。
- ・ 業界全体の賃金があがらないと意味がないと思うため。

Q10 公契約制度の対象契約となった工事・業務委託の対象労働者は、作業報酬下限額を下回っている場合に、本市又は受注者（元請業者）にその旨の申出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	263
2 知らない。	53

n=316



Q11 その他意見

- これからも続けてほしい。よろしくお願いします。
- 賃金の底上げをしてほしい。
- 公契約制度とはいっても下請け選びから安い方を選ぶので、作業員まで回らないのが実状。
- このような労働者を守る制度は、労働者のやる気を上げ、結果的に品質の向上にもつながると思う。